

【資料4】

鹿児島海区漁業調整  
委員会資料  
令和6年5月14日

【議題4】

まき網漁業の許可に関する取扱方針の改正  
について（報告）



# まき網漁業の許可等に関する取扱方針

第1. 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の許可等については、漁業法並びに鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほかこの方針に定めるところによる。

（許可等の定数）

第2. 中型まき網漁業の許可又は起業の認可は、漁業法第57条第7項の規定により、農林水産大臣が定めた隻数及び合計総トン数の範囲内とし、小型まき網漁業の許可又は起業の認可は総数15統の範囲内とする。（鹿児島湾内を除く。）ただし、小型まき網漁業が中型まき網漁業へ大型化した場合、その小型まき網漁業の空わく分についての許可又は起業認可は行わない。

（許可等の順位）

第3. 許可又は起業の認可は規則第14条に定めるもののほか、次に掲げる順位によって行う。

- (1) 漁業協同組合が自営するもの
- (2) 漁業生産組合が自営するもの
- (3) 漁業者3人以上が共同して営むもの
- (4) 法人又は個人が自ら営むもの

（漁法変更による許可等のトン数制限）

第4. 中型1そうまき網漁業の許可を受けている者が、中型2そうまき網漁業に転換するために許可又は起業の認可を申請した場合には、当該中型1そうまき網漁業の許可トン数の範囲内とし、中型2そうまき網漁業の許可を受けている者が、中型1そうまき網漁業に転換するために許可又は起業の認可を申請した場合には、原則として当該中型2そうまき網漁業にかかる許可の総トン数の3/4を当該中型1そうまき網漁業にかかる許可のトン数とする。

（操業区域）

第5. 操業区域は次のとおりとするが、漁業調整上必要があるときは区域を変更し、又は制限条件を付して許可する。

- (1) 総トン数20トン以上の網船を使用するものは、鹿児島県沖合一円海域。
- (2) 総トン数15トン以上20トン未満の網船を使用するものは、世界測地系における北緯29度00分14秒（日本測地系北緯29度）以南の海域を除く鹿児島県沖合海域。
- (3) 総トン数10トン以上15トン未満の網船を使用するものは、(5)の区分による接続した3海域以内の海域。
- (4) 総トン数10トン未満の網船を使用するものは、(5)の区分による接続した2海域以内の海域。
- (5) 海域区分
  - ア 北薩海域（川内港燈台と上甕島射手崎燈台を見通す線以北の鹿児島県海域。）
  - イ 西薩海域（川内港燈台と上甕島射手崎燈台を見通す線以南野間岬燈台と宇治家島燈台を見通す線に至る海域。）
  - ウ 南薩海域（野間岬燈台と宇治家島燈台を見通す線以南佐多岬燈台正南の線に至る海域。ただし、熊毛海域を除く。）
  - エ 大隅海域（佐多岬燈台正南の線以東の鹿児島県海域。ただし、熊毛海域を除く。）
  - オ 熊毛海域（三島村竹島南端と硫黄島南端を見通す線以南世界測地系における北緯29度00分14秒〔日本測地系北緯29度〕の線に至る海域。）
  - カ 奄美大島海域（世界測地系における北緯29度00分14秒〔日本測地系北緯29度〕の線以南の鹿児島県海域。）

(火船等の届出)

第6. まき網漁業者は、当該漁業に火船及び運搬船を使用する場合は、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式による火船等届出書に次の書類を添えて知事に届出なければならない。

- (1) 漁船登録簿本
- (2) 船舶検査証書の写し
- (3) 使用权者が船舶の所有者以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

(許可の有効期間)

第7. 許可期間は原則として3年とするが、許可の一斉更新のため3年より短くすることができる。

(条 件)

第8. 次の制限又は条件を付して許可する。

1. 操業禁止区域

ア 八代海。ただし、阿久根市黒之浜以北に根拠地港を有する者で総トン数15トン未満の船舶により許可を受けた者を除く。

イ 大型魚礁（県が、大型魚礁設置事業、人工礁漁場造成事業及び広域漁場整備事業により整備した、造成規模が2,500 $\text{m}^3$ 以上の沈設型魚礁をいう。）の設置個所の中心から、半径1,000メートルの円によって囲まれた海域。ただし、この規程は別表1に定める大型魚礁には適用しない。

ウ 種子島及び屋久島の最大高潮時海岸線から3,000メートルの線によって囲まれた海域。

エ 薩摩川内市天狗鼻、天狗鼻から正西4,000メートルの点、久多島、南さつま市野間岬から正西4,000メートルの点及び野間岬を順次に直線で結んだ線と海岸線によって囲まれた海域。ただし、昭和45年7月31日現在で当該海域を操業区域に含む許可を受けていた者を除く。

オ 肝付町火崎と宮崎県都井岬を結ぶ線以北の志布志湾内。

カ 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内。（中型まき網漁業に限る。）

2. 制限海域

(1) 次の直線ア、イ、ウ及びエと海岸線によって囲まれた海域においては、4月1日から7月31日までの間操業してはならない。

- ア 種子島南端と屋久島南端を結ぶ線
- イ 屋久島町永田岬（御崎）と口永良部島東端を結ぶ線
- ウ 口永良部島西端と馬毛島北端を結ぶ線
- エ 馬毛島北端と種子島北端を結ぶ線

(2) 次の点を結ぶ直線アイ、イウ及びエオと海岸線によって囲まれた海域においては、8月1日から翌年3月31日までの間操業してはならない。

- ア 屋久島町早崎突端
- イ 点アと開聞岳頂上を結ぶ線と口永良部島西端と馬毛島北端を結ぶ線との交点
- ウ 口永良部島西端
- エ 口永良部島東端
- オ 屋久島町永田岬（御崎）突端

(3) 漁業権区域では、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。

(4) 定置漁業権漁業及び共同漁業権に基づく小型定置網漁業の操業中は、その身網設置部から半径2,000メートルの区域内で操業してはならない。

3. その他

- (1) 他の漁業の操業中は、その操業を妨害してはならない。
- (2) 火船等届出書に記載された火船以外の船舶を使用して集魚してはならない。
- (3) 漁業根拠地は、鹿児島県内とする。

附則

- (1) この方針は、昭和54年7月25日以降許可するものについて適用する。
  - (2) この方針は、平成9年7月4日以降許可するものについて適用する。
  - (3) この方針は、平成20年12月26日から施行する。  
(市町村合併、漁業調整規則改正に伴う(制限又は条件)改正)
  - (4) この方針は、平成21年2月24日から施行する。ただし、第8.1.カ(操業禁止区域)については、平成21年8月1日以降許可するものについて適用する。  
(漁業調整規則改正に伴う禁止区域等の追加)
  - (5) この方針は、平成22年3月31日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
  - (6) この方針は、平成24年3月30日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
  - (7) この方針は、平成25年3月29日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
  - (8) この方針は、平成27年8月1日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
  - (9) この方針は、平成28年8月29日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
- ※ 令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正(R5.09修正)
- (10) この方針は、令和6年4月15日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)

別記

## まき網漁業に係る火船等届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿 住所

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記によりまき網漁業に火船及び運搬船を使用しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1. まき網漁業許可船舶

(1) 漁船登録番号	KG -	
(2) 許可番号	カコまき第	号
(3) 船名		丸
(4) トン数		トン

2. 使用する火船及び運搬船 合計 隻

	火 船		運 搬 船		
	隻	トン	隻	トン	馬力
(1) 漁船登録番号					
(2) 船名					
(3) 船舶総トン数					
(4) 推進機関の種類, 馬力数					
(5) 発電器の容量					
(6) 集魚灯の消費電力の総和					

別表 1

## 操業禁止区域から除外する大型魚礁

番号	魚礁の名称	設置位置
1	平成8年度西薩南部地区 大型魚礁	南さつま市高崎鼻突端から真方位332° 9,000mのところ
2	平成8年度北薩南部地区 大型魚礁	薩摩川内市里町射手崎灯台から真方位349° 9,450mのところ
3	平成10年度長島南部地区 大型魚礁	出水郡長島町長崎鼻突端から真方位204° 8,300mのところ
4	平成10年度北薩沖地区 大型魚礁	出水郡長島町長崎鼻突端から真方位200° 10,500mのところ
5	平成11年度阿久根沖地区 大型魚礁	出水郡長島町長崎鼻突端から真方位210° 10,200mのところ
6	平成11年度笠沙沖地区 大型魚礁	南さつま市野間岬灯台から真方位9° 11,500mのところ
7	平成15年度薩摩地区A 大型魚礁	北緯32度02分03.0秒, 東経130度02分24.0秒 (世界測地系) 北緯32度01分50.6秒, 東経130度02分32.1秒 (日本測地系)
8	平成15年度薩摩地区B 大型魚礁	北緯32度00分57.0秒, 東経130度03分16.0秒 (世界測地系) 北緯32度00分44.6秒, 東経130度03分24.1秒 (日本測地系)
9	平成15年度薩摩地区C 大型魚礁	北緯31度58分06.0秒, 東経130度05分42.0秒 (世界測地系) 北緯31度57分53.6秒, 東経130度05分50.1秒 (日本測地系)
10	平成16年度薩摩地区 羽島崎沖大型魚礁	北緯31度41分00.0秒, 東経130度07分00.0秒 (世界測地系) 北緯31度40分47.5秒, 東経130度07分08.1秒 (日本測地系)
11	平成21年度薩南地区 西之表市田之脇沖広域漁場	北緯30度37分12.9秒, 東経131度07分51.2秒 (世界測地系) 北緯30度36分59.9秒, 東経131度07分59.4秒 (日本測地系)

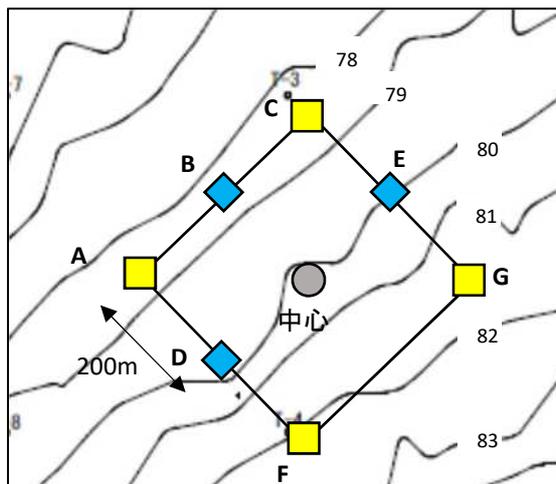
12	平成23年度薩南地区 熊毛郡中種子町浜田・熊野 沖広域魚礁	北緯30度27分24.4秒，東經131度02分21.6秒 (世界測地系) 北緯30度27分11.4秒，東經131度02分12.6秒 (日本測地系)
13	平成23年度鹿児島湾地区 南大隅町佐多沖広域魚礁	北緯31度00分52.8秒，東經130度43分16.4秒 (世界測地系) 北緯31度00分39.9秒，東經130度43分24.6秒 (日本測地系)
14	平成24年度薩南地区 種子島西方沖広域魚礁	北緯30度37分37.0秒，東經130度52分16.1秒 (世界測地系) 北緯30度37分24.0秒，東經130度52分24.4秒 (日本測地系)
15	平成24年度熊毛地区 屋久島安房沖広域魚礁	北緯30度21分48.1秒，東經130度45分44.2秒 (世界測地系) 北緯30度21分35.0秒，東經130度45分52.4秒 (日本測地系)
16	平成25年度熊毛地区 南種子町竹崎沖広域魚礁	北緯30度20分47.8秒，東經131度00分11.4秒 (世界測地系) 北緯30度20分34.7秒，東經131度00分19.5秒 (日本測地系)
17	平成25年度さつま地区 阿久根市沖広域魚礁 (漁場Ⅰ)	北緯32度00分18.5秒，東經130度08分4.0秒 (世界測地系) 北緯32度00分06.1秒，東經130度08分12.2秒 (日本測地系)
18	平成25年度さつま地区 阿久根市沖広域魚礁 (漁場Ⅱ)	北緯31度59分11.2秒，東經130度08分10.0秒 (世界測地系) 北緯31度58分58.8秒，東經130度08分18.1秒 (日本測地系)
19	平成25年度さつま地区 阿久根市沖広域魚礁 (漁場Ⅲ)	北緯31度55分15.4秒，東經129度59分45.3秒 (世界測地系) 北緯31度55分03.0秒，東經129度59分53.4秒 (日本測地系)
20	平成25年度さつま地区 阿久根市沖広域魚礁 (漁場Ⅳ) ※2と同一箇所	北緯31度57分11.0秒，東經129度55分15.0秒 (世界測地系) 北緯31度56分58.6秒，東經129度55分23.1秒 (日本測地系)

番号	魚礁の名称	設置位置
21	平成26年度奄美地区 瀬戸内町沖広域魚礁	北緯27度59分49.4秒，東経129度16分45.4秒 (世界測地系) 北緯27度59分35.5秒，東経129度16分52.9秒 (日本測地系)
22	平成26年度奄美地区 徳之島沖広域魚礁	北緯27度50分53.5秒，東経128度59分55.1秒 (世界測地系) 北緯27度50分39.6秒，東経129度00分02.6秒 (日本測地系)
23	平成27年度熊毛地区 西之表市大崎沖広域魚礁	北緯30度46分35.9秒，東経130度57分34.6秒 (世界測地系) 北緯30度46分23.0秒，東経130度57分42.9秒 (日本測地系)
24	平成27年度大隅地区 内之浦沖広域魚礁	北緯31度14分04.3秒，東経131度05分38.3秒 (世界測地系) 北緯31度13分51.5秒，東経131度05分46.7秒 (日本測地系)
25	平成28年度奄美地区 名瀬知名瀬沖広域魚礁	北緯28度24分24.2秒，東経129度25分03.3秒 (世界測地系) 北緯28度24分10.6秒，東経129度25分10.8秒 (日本測地系)
26	平成29年度奄美地区 徳之島町沖広域魚礁	北緯27度41分45.0秒，東経129度01分39.9秒 (世界測地系) 北緯27度41分31.2秒，東経129度01分47.2秒 (日本測地系)
27	平成30年度奄美地区 住用沖広域魚礁	北緯28度12分46.8秒，東経129度29分59.8秒 (世界測地系) 北緯28度12分33.1秒，東経129度30分7.3秒 (日本測地系)
28	令和元年度奄美地区 天城町沖広域魚礁	北緯27度54分35.8秒，東経128度53分38.1秒 (世界測地系) 北緯27度54分22.2秒，東経128度53分45.3秒 (日本測地系)
29	令和5年度熊毛地区 種子島東沖広域魚礁	北緯30度36分10.0秒，東経131度06分20.0秒 (世界測地系) 北緯30度35分57.0秒，東経131度06分28.2秒 (日本測地系)

## 令和5年度熊毛地区水産環境整備工事(種子島東沖) 設置位置図



## 【魚礁配置図】



■ : スリースターリーフ-I-2SNL-S4CF型

◆ : kk-6.5-CS型

● : FP魚礁3.25型(乱積)

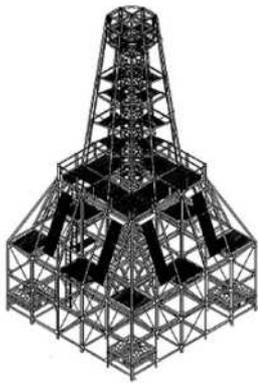
【参考】大黒瀬から約4.8km



## 【設置機種・数量】 ※座標は世界測地系

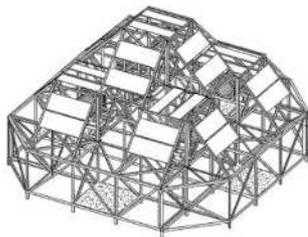
地点名	設置位置座標	機種	設置数量
中心	N 30° 36' 10.0" E 131° 06' 20.0"	FP魚礁3.25型(乱積)	35
A	N 30° 36' 10.2" E 131° 06' 09.4"	スリースターリーフ I-2SNL-S4CF型	1
B	N 30° 36' 14.7" E 131° 06' 14.8"	kk-6.5-CS型	1
C	N 30° 36' 19.2" E 131° 06' 20.2"	スリースターリーフ I-2SNL-S4CF型	1
D	N 30° 36' 05.5" E 131° 06' 14.6"	kk-6.5-CS型	1
E	N 30° 36' 14.5" E 131° 06' 25.4"	kk-6.5-CS型	1
F	N 30° 36' 00.8" E 131° 06' 19.8"	スリースターリーフ I-2SNL-S4CF型	1
G	N 30° 36' 09.8" E 131° 06' 30.6"	スリースターリーフ I-2SNL-S4CF型	1

【設置機種概要】



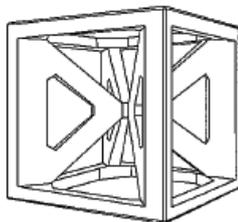
スリースターリーフ  
I-2SNL-S4CF

高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	見かけ容積 (空 $m^3$ )	空中重量 (t)
20.00	10.00	10.00	923.00	89.349



kk-6.5-CS型

高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	見かけ容積 (空 $m^3$ )	空中重量 (t)
6.50	10.73	10.73	426.00	23.33



FP魚礁3.25型

高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	見かけ容積 (空 $m^3$ )	空中重量 (t)
3.25	3.25	3.25	34.30	13.03

【設置後の水深図】

水深約78～82m

